

令和 5 年度

岡山市内部統制評価報告書

岡山市長大森雅夫は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

岡山市長大森雅夫は、岡山市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、岡山市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表（令和6年3月改定）。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「岡山市の内部統制に関する方針」（令和2年4月1日）を策定し、当該方針に基づき「財務に関する事務」及び「情報の管理及び処理に関する事務」に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

岡山市の内部統制は、岡山市内部統制実施規則（令和2年市規則第42号）に基づき、市長を内部統制最高責任者とし、局区室等を単位とした体制を整備しています。また、水道事業、市場事業、各行政委員会などにおける内部統制についても、市長部局と情報を共有することにより、同様の取組を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

岡山市においては、令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、「財務に関する事務」及び「情報の管理及び処理に関する事務」に係る内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、岡山市の「財務に関する事務」及び「情報の管理及び処理に関する事務」に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備され、また、評価対象期間中、運用上の不備が把握されたものの、重大な不備に該当する程度ではないことから、有効に運用されていると判断いたしました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和6年6月19日

岡山市長 大森雅夫